

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

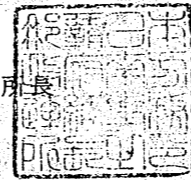
非琉球人ノ沖繩土地購入

総南連第 249 号

昭和 40 年 2 月 3 日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



「非琉球人の土地購入に関する実情報告書」

の送付

貴電第 28 号により送付方依頼のあつたみだしの資料 5 部を送付する。

なお、電文中「記者会見」というのは、琉球新報社の記者が 27 日民政府法務部次長アイゼンシュタイン氏にあつて意見を聞いたことを指すと解されるが、そのとき、ア氏は、布令第 139 号廃止後外人による土地購入が激増した事実はないこと、外人土地取得の自由は国際的なものがあつて規制することは相互主義に反すると消極的見解をのべた。一問一答のもようについては同紙 28 日朝刊を参照されたい。

総 理 府



U.S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Public Affairs Department
APO San Francisco, 96248

HCRI-PI

22 January 1965

FACT SHEET: Purchase of Land by Non-Ryukyuan

During recent days stories have been circulating in Okinawa to the effect that purchases of land by non-Ryukyuan people have shown a great increase since the rescission of Civil Administration Ordinance 139 in December 1964 (the ordinance actually was rescinded on 26 October 1964). These reports have no foundation in fact.

Report

A survey of land purchases by foreigners was recently conducted by Ginowan City.

In Ginowan City, 16 foreigners have purchased 8,351 square meters of land since Ordinance 139 was rescinded.

Four hundred ninety three houses have been constructed in Ginowan City, which is about half the number (1,000) rented to foreigners by Okinawans. The report implies that this has happened since the ordinance was rescinded.

Increased purchase of land by foreigners has been widespread since Ordinance 139 was rescinded, 26 October 1964.

Facts

Ginowan City authorities say that no such survey was made.

Ginowan City reports that 16 foreigners have purchased land in the city, but all such purchases were made before 26 October 1964.

The report of the 493 houses probably is correct. However, all were constructed before the ordinance was rescinded.

The Futenma Registry Office, whose area includes Ginowan, reports that there has been no noticeable increase in land registrations by non-Ryukyuan.

The Naha Registry Office reports that it has received no applications for registration of ownership since 26 October 1964.

The Koza Registry Office reports the impression of a very slight increase of registration by foreigners since October 1964. It handles 9,000 registrations a year, of which a fraction of 1 percent may be by foreigners.

HCRI-PI

FACT SHEET: Purchase of Land by Non-Ryukyuan

The Kadana Registry Office reports that it received no applications from foreigners during the period 26 October 1964 to 19 January 1965, although one was received on 20 January.

Summary: At most, there may have been a very slight increase in land registrations by non-Ryukyuan since 26 October 1964. There is absolutely no indication of any abuse of individual rights to purchase land.

Other Facts:

--Civil Administration Ordinance 139 was rescinded as a part of the program designed to transfer functional authority to the Government of the Ryukyu Islands and to abolish unnecessary ordinances. Civil Administration approval of purchase of land by non-Ryukyuan was time-consuming and unnecessary.

--Rescission of this ordinance benefited buyers and sellers.

--U. S. land acquisition policy is expressed in High Commissioner Ordinance No. 20, which limits official acquisitions of land to leaseholds only.

--No Ryukyuan owner is forced to sell his land against his will or at a price less than he is willing to accept.

琉球列島米国民政府広報局

1965年1月22日

非琉球人の土地購入に
関する実情報告書

1964年12月12日米政府布令139号が廃止されてから
(この布令は実際には1964年10月26日に廃止された)非琉
球人の土地購入の件数が急激に増加していると云う主
旨の報道記事が最近流されているがその報道は事実
根拠のないものである。

報道

宜野湾市当局は最近外人の
土地購入に関する調査を
行った。

布令139号廃止後、16名
の外人が宜野湾市で8,351
平方メートルの土地を購入
した。

外人所有の家屋493軒が
宜野湾市で建築されているが
その軒数は沖縄の家屋が外
人に賃借している家屋軒数
(1,000軒)のおよそ5割に達し
ている。この報道は外人家屋
の建築が布令廃止後に
起ったような印象を与えている。

事実

宜野湾市当局はそのような
調査を行ったことを行っていない。
云っている。

宜野湾市の報告書によると
16名の外人が同市で土地を
購入しているがその土地の
購入はすべて1964年10月26日
以前のことであったとのこと。

外人所有の家屋が493軒で
あると云う報道は恐らく正しい
と思うがこれらの家屋はす
べて布令廃止以前に建て
られたものである。

報道

1964年10月26日布令139号が廃止されて以来、外人の土地購入が増加した。

事実

宜野湾市を管轄する普天間登記所の報告によると非琉球人の土地の登記申請は何等めだつた増加はみられないとのことである。

那覇登記所は1964年10月26日以降、まだ一件も土地所有権の登記申請を受けとつてないと報告している。

コガ登記所は1964年10月以降、外人による登記申請は極く僅かに増加しているとの印象を受けていると報告している。同登記所は年間9,000件の登記申請を取扱っているがその中、外人関係のものは僅か1%である。

嘉手納登記所の報告によると1月20日に1件の登記申請を受理したが1964年10月26日から1965年1月19日まで外人による登記申請が全然なかつたとのこと。

要約 — 1964年10月26日非琉球人に対する土地の登記申請件数はせいぜい極く僅かな増加を示しているかも知れないがそれは絶対、白人の土地購入権の乱用の徴候を意味するものではない。

その他の事実

— 民政府布令139号は琉球政府に転務権限を移譲し、不必要な布令を廃止することを企図した計画の一環として廃止されたものである。非琉球人の土地購入に関する民政府の認可手続は時間の浪費であつたし、又不必要であつた。

— この布令の廃止によつて土地を売る人も買う人も利益となつた。

— 米国の土地収用政策は高等事務官布令20号に明示されていて公用の土地収用は賃貸借制に限ると規定している。

— 琉球人地主は自分の意志に反して或いは嬉んで受諾出来る地価より安い額で土地を売るよう強要されるものではない。



アメリカ局長
参事官

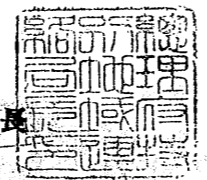
法規課長

北米課長

総特第1.0/4号
昭和40年2月9日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



「非琉球人の土地購入に関する実情報告書」について
標記について、別添のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長
から報告があつたのでお送りする。

なお、外国人の土地取得に関しては、本邦においては、外国
為替及び外国貿易管理法（昭24法第228号）、（外国為替
管理令（昭25政令第203号）等の管理関係法令により規制
されているが、他方において、「外国人の財産取得に関する政
令」（昭24政令第51号）第23条の2の規定により、主務
大臣の指定する外国人による土地取得については、主務大臣の
認可を要しないとされており、現在82ヶ国が指定されている
沖縄においては、「非琉球人による土地の恒久的権利の規制」
（1954.9.28民政府布令第139号）が廃止されたことに

両
回
上
れ

要	連	送
研	究	至
課	長	正
技	村	河
戸	藤	吉
有	馬	山
渡	辺	平
大	崎	吉
中	田	藤
後	藤	



総 理 府

より、全く自由に土地を所有できることとなつたので、現地側
においては沖縄に対するわが国の領土権を侵害するものではな
いかとの議論がある。ついては、当職参考までに、下記の点に
ついて貴省の御意見を御回報願いたい。

記

1. 沖縄において、外人の土地所有を全く自由なものとするこ
とは、日本国の領土権を侵害するおそれがあるとする考え
について。
2. 現在、外人の土地取得について、わが国が行なっている程
度の規制を沖縄においても必要とするという意見について。

後

総 理 府

条約局長
参事官
法規課長

北米課長
X
5月16日

非琉球人の沖縄土地購入について

40. 2. 18 案規

2月9日付總理府特別地域連絡局長発 アメリ
カ局長宛 書簡 總特才 1,016号に關し、

1. 法律的に云へば、沖縄において、外人
の土地所有を全く自由なものとする^{しても、これは}
は、日本国の領土権を侵害する^{ことには}
ならないと考えられる。日本が沖縄に対
して有する所謂潜在主権の一態様とし
て、領土主権が一般に認められるのは事實で
あるが、この領土主権の内容については、
「アメリカが日本国の承認なしに沖縄地
域を最終的に処分し、または領土的
地位の変更を行うことができないこと^を
を意味する」と解する^{のが通説であり}

認められずと考へられる。

従つて、日本政府は、沖縄

に対して潜在主権を有するという理由で、
私法上の取引としての沖縄^{における}土地の賣買^を
を禁止し、または、制限することを当然に
請求しうる立場にはない。

2. また、わが国における外国人の土地
取得の規制は、「外国人の財産取得に
關する政令」によって行われている<sup>（外国
人土地法は死文化しており、実際には
適用されていなく趣）</sup>と云う、^{同政令}第23条の
2の規定により、アメリカその他¹⁹⁵²の
外国人については、主務大臣の許可を
要しな^{ことと}されている。その結果、
これら外国人は、外国僑民及び外国

貿易管理^{関係}法令による制限を除けば、日本において自由に土地を取得することができるとある。梨港平和条約第3条の規定に^{基き}、沖縄における日本国法令の適用が停止されていること勿論であるが、もし仮に、今後米側との向^衝なんらかの政治的折衝^衝によって、日本の現行~~政~~制度の規制を事實上沖縄にまで~~及~~ます旨の了解をとりつけたとしても、この程度の措置^は、^{前記第23条2の除外規定に鑑み}、本件対策たり得ないことは明白である。

3. ^とか^は存^在が^らう、外国人による土地購入の傾向が今後甚しく顕著となる場合に、現地における社会的^的経済的影響を虞り、特に任民の感情機微なる

真にも鑑み、日本の法令適用の問題とは別個に、前記の傾向を是正すべし、琉球政府による制限的立法を容認すべし、米軍政府側に政治的^的輸送^を行^うべき^の必要性も考慮されるので、今後暫く事態の推移をみまわらば要ありと考へられる。

北米課長

北米課長

×七

北米課長

×40.3.1

「外国人の財産取得に関する政令」に

かかる主務大臣の認可手続が免除される

国の指定について

標記の件につき、大蔵省国際金融局

企画課（森岡事務官）に問合わせたとあり

次の回答を得た。

1. 3/12/14 に、クエイト、アルゼンチン等の国

が追加され、全部で 8 の国になった。

2. これらの国を指定する基準として

何らかの明確な基準がある訳では

ない。外国投資家が ~~投資を行いたい旨具申す~~

に照会 ~~を~~ 大蔵省に行 ~~った~~ 場合、その国 ~~を~~

日本が承認しており、かつ国名がはっきり

確定である（このため、その都度、外務省に

て確認を行っている）とせば、できるだけ

GA-4

外務省

追加指定するようにしているのか、実状である

3. この場合、相互主義の原則は考慮して

^{現在はほとんど}

おらず、また、~~共産主義国~~、自由主義国の別

~~も~~も考慮していない。北鮮、中共が入

ていないのは、日本政府が ~~国家として~~ 認めて

いないという理由による。

4. 世界に存在する国を一挙に網羅していな

いのは、独立 ^{非独立に} ~~非独立に~~ する認定の困難な

こと、国名の確定が困難なこと等とも相まって

そうする実益に乏しいからである。その意味

で、この表は、充分整備されていないと

言える。

5. たたし、本政令による主務大臣の認可

は、実際上死文化しており、^{実質的な認可}

は、^{充分} 外務省の面で ~~行~~ ^て いるため、今後

GA-4

外務省

は、本国の指定がルースに於ける款で

ある。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	/		17
付			
属			

発送日 昭和40年3月12日
 発信 11-110 校

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 第 343 号	公信日付 昭和40年3月11日
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 主任 北米課長 起案 昭和40年3月4日 原案者 上村 電話番号 444
条約局長 参事官 法規課長	
受信者 總理府特別地域連絡局長	発信者 外務省 アメリカ局長
送付先	(希望発送日) 月 日
件名 非琉球人の沖縄土地購入について	

GA-2 11 213 外務省 回覧番号 1428

非琉球人の沖縄土地購入について

又月9日付貴信総特オ1,016号をもって
 ご照会のあった本件に関する当省意見は下記の通りでありますから委細は下記によつてご了解願います。

記

1. 法律的にいえば、沖縄において、外国人の土地所有を全く自由なものとし

ても、これにより日本国の領土権が侵害されるという事にはならないと考えられる。日本が沖縄に対して有する所謂潜在主権の一態様として、領土主権が一般に認められるのは事実であるが、この領土主権の内容については、「アメリカが日本国の承認なしに国際法上沖縄地域を最終的に処分し、または領土的地位の変更を行うことができないことを意味する」と解され、私法上の土地処分についてまでも日本国の承認なしに行ないえないことを意味するものではない。従って、日本政府は、沖縄に対して潜在主権を有するという理由で、私法上の取引としての沖縄における

土地の賣買を外国人に対して禁止し、または、制限することを当然に請求しうる立場にはない。
乙、また、わが国における外国人の土地取得の規制には、「外国人の財産取得に関する政令」によつて行われていゝる。(大藏省によれば「外国人土地法」は死文化しており、実際には適用されていゝない趣)と云うところ、同政令六二条の二の規定により、アメリカその他の八二ヶ国の外国人については、主務大臣の許可を要しないこととされていゝる。この結果、これら外国人は、外国為替および外国貿易管理関係法令による制限を除けば、日本において

必要
の
事
は
、
一
般
に
認
め
ら
れ
る
の
は
事
実
で
あ
る
が
、
こ
の
領
土
主
権
の
内
容
に
つ
い
て
は
、
「
ア
メ
リ
カ
が
日
本
国
の
承
認
な
し
に
国
際
法
上
沖
縄
地
域
を
最
終
的
に
処
分
し
、
ま
た
は
領
土
的
地
位
の
変
更
を
行
う
こ
と
が
で
き
な
い
こ
と
を
意
味
す
る
」
と
解
さ
れ
、
私
法
上
の
土
地
処
分
に
つ
い
て
ま
で
も
日
本
国
の
承
認
な
し
に
行
な
い
え
な
い
こ
と
を
意
味
す
る
も
の
で
は
な
い
。 従
つ
て
、
日
本
政
府
は
、
沖
縄
に
対
し
て
潜
在
主
権
を
有
す
る
と
い
う
理
由
で
、
私
法
上
の
取
引
と
し
て
の
沖
縄
に
お
け
る

自由に土地を取得することができる款
である。桑港平和条約オス条の規定
に基き、沖縄における日本国法令の適
用が停止されていること~~も~~勿論であるが、
もし仮りに、今後米国との間のなんらか
の政治的折衝によつて、日本の現行
制度の規制^が ~~事実上~~ 沖縄にまで及
ぼす旨の了解をとりつけたとしても、前
記政令オス条の除外規定に鑑み、

~~の程度の措置は~~ 實際上本件対策
たり得ないものと思われる。

3. なお法律論は別として、外国人にお
土地購入の傾向が今後甚しく顕
著となる場合に ~~現地における~~ 社会
的影響を慮り、特に感情~~極微~~

は沖縄が領土である
位置の確保も限られて
いる
GA-462起のりり得るかと
考へらるるか、この程度を
許す旨の了解をとりつけた
としても、前記政令オス条
の除外規定に鑑み、
の程度の措置は
實際上本件対策
たり得ないものと思
われる。

GA-462起のりり得るかと
考へらるるか、この程度を
許す旨の了解をとりつけた
としても、前記政令オス条
の除外規定に鑑み、
の程度の措置は
實際上本件対策
たり得ないものと思
われる。

~~なる案にも鑑み、日本の法令適用
の問題とは別個に、前記の傾向
を是正する必要ありと判断される
場合は、琉球政府による^{が、自由判断により} 制限的
立法の可能性につき米民政府
側と接触すべきであらう。
制定のため所要の措置をとりこは、
もとより可能である。~~

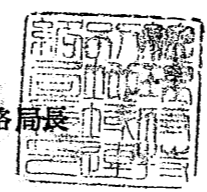
北米局長
参事
北米課長

総特第7711号

昭和40年9月18日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



「非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法」の署名公布について

標記について、那覇南連事務所長から別添公信のとおり報告があつたのでご参考までにお送りする。



総 理 府

総南連第2376号

昭和40年9月11日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

外国人土地取得規制法の署名公布について

- 1 9月8日、松岡主席は、さきに立法院で可決された「非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法」を署名、公布した。
- 2 昨年10月布令139号「非琉球人による土地の恒久的権利取得の規制」が廃止されて以来、外国人の土地取得が自由となり、そのため、立法院とくに野党各派は沖縄が経済的に外国に占拠されてしまうおそれもあるという論調で、これにかわる民立法を強く主張していた。
- 3 これに対し法制審議会は、国際慣行上そのような心配はないし、相互主義が普遍的である旨を主張して民立法の必要はないと諮問した。

そのため、行政府も立法勧告をしなかつたのであるが、立法院

は議員立法で法案を提出し、先の28定例議会で可決していたものである。

- 4 米民政府も、法制審議会と同じ理由から、あまり乗気を示さなかつたが、最終的には、主席の判断にまかされることとなり、8日主席は署名公布に踏み切つたものである。
- 5 主席としては法そのものの必要性の問題よりも、民立法が事後調整でほうむり去られるという感じを与えることの方が重大であるとの見地をとつたようである。
- 6 法の要旨は次のとおり

- (1) 外国人(本邦籍の日本人を含む。)の土地取得については行政主席の許可を要す。
 - (2) 許可に先立つて「非琉球人土地取得審議会」の意見をきく。
 - (3) 許可の基準は、琉球の経済に寄与すると認められるものとする。
- (このため、許可の権限が高等弁務官から行政主席に移つたことのほか、外国人の土地取得の要件はほとんど緩和されていないといえる。)